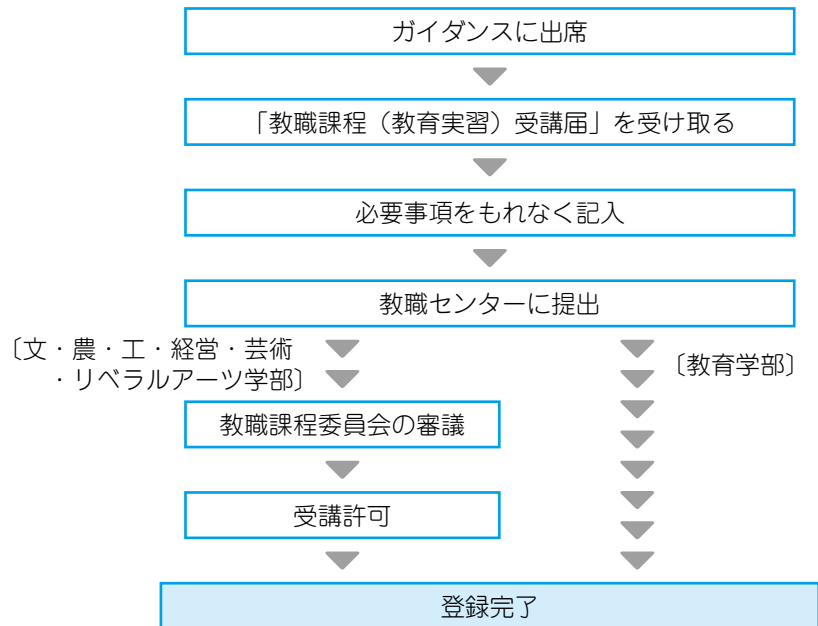


教職課程受講手続き

教育職員免許状を取得するには、教職課程の受講登録をする必要があります。受講登録するには、第1～2セメスターに行われるガイダンスに出席し、所定の期間内に手続きをしなければなりません。

■ 登録の手順（1年次）

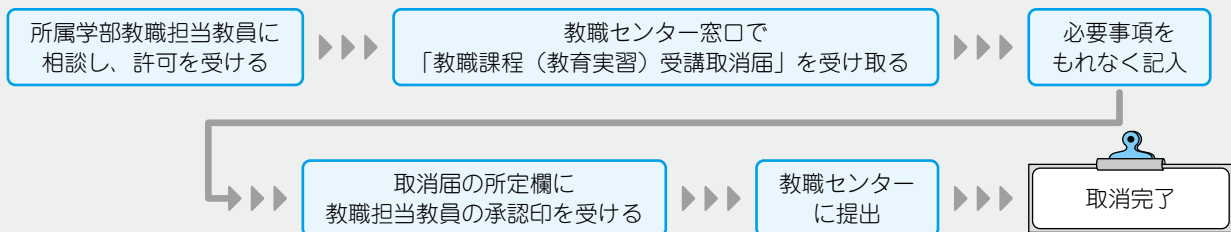


* 受講届の提出期日は、ガイダンス等で指示します。

教職課程の受講取消は、原則として認めません。ただし、審議により取消理由が妥当と認められた場合に限り、「教職課程（教育実習）受講取消届」の提出を認め、所定の期間内に許可します。

* 農学部教職コースでは免許状の取得が卒業要件となるため注意が必要です。

■ 取消の手順



* 提出しないと、教育実習受講料が請求されますので注意してください。